（お知らせ）

浪江町における災害廃棄物等の処理について

平成２５年１０月２３日
環境省福島環境再生事務所

浪江町の災害廃棄物等の処理については、これまで住民説明会等を行い、災害廃棄物仮置場や仮設処理施設の設置について、地元の皆様方より設置についてご理解をいただきました。

これを受けて、環境省では、仮置場や仮設処理施設の設置に向けた準備を進めるとともに、並行して、津波がれきの現地選別業務や家の片付け等帰還の準備に妨げとなる危険な倒壊家屋の撤去事業に着手します。

１．概要

（１）災害廃棄物仮置場の設置について

浪江町請戸地区及び棚塩地区に災害廃棄物仮置場を設置します（別紙地図参照）。この災害廃棄物仮置場には、津波や地震で発生した災害廃棄物や住民の方々のご自宅の片付けに伴い排出される片付けごみを搬入して、必要な選別等を行った上で、適正に保管します。今後、測量等の必要な調査を行った後、造成工事を行い、平成 26 年度半ばには災害廃棄物等の搬入を開始する予定です。

（２）仮設処理施設の設置について

浪江町棚塩地区のマリンパークなみえ（町有地）内に、対策地域内廃棄物（可燃物）を減容化処理するための仮設処理施設を設置します（別紙地図参照）。仮設処理施設は、１日に 500 トン程度の焼却が可能な焼却施設を設置する予定（まず 300 トン程度の施設を設置し、その後、200 トン程度の施設を増設する予定）で、今後、測量等の必要な調査を行った後、建設工事を行い、平成 27 年度には焼却処理を開始する予定です。

（３）津波がれきの現地選別業務について

11 月中旬より、請戸小学校およびマリンパークなみえの津波がれきの撤去に向けた現地での選別業務に着手します。選別したがれきは、当面は現地で保管し、災害廃棄物仮置場の供用開始後、仮置場に搬入します。

（４）倒壊家屋の撤去工事について

道路等に倒壊しており、家の片付け等帰還の準備に妨げとなる特に危険な倒壊家屋５棟の撤去工事を、10 月 28 日より行います。

＜問合先＞
福島環境再生事務所
代表：024-573-7330
放射能汚染廃棄物対策課
課　　長：中村　雄介
課長補佐：小島　啓之
課長補佐：北山　孝信

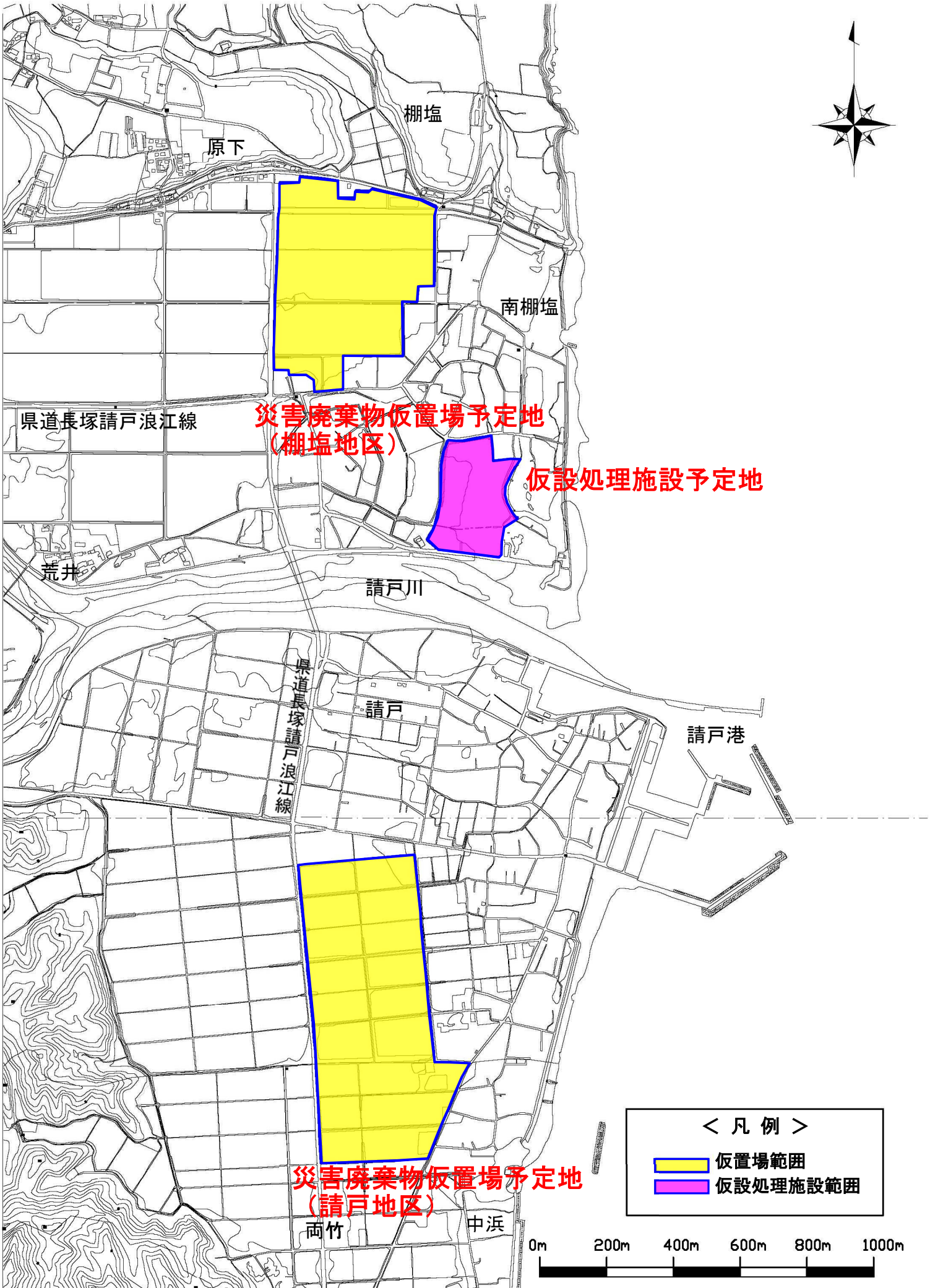

浪江町　災害廃棄物仮置場・仮設処理施設設置予定地